

第4回独立行政法人農林漁業信用基金漁業災害補償関係業務運営委員会 議事概要

1 開会の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年9月11日(月) 9時54分
- (2) 場所 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階
独立行政法人農林漁業信用基金 第3・4会議室

2 出席者

(1) 運営委員

猪苗代委員、佐藤委員、田中委員、仲委員、本多委員
阿部委員、碓委員、亀田委員、竹田委員、山下委員

(出資者・学識経験者別 五十音順)

(2) 信用基金

堤理事長、石井副理事長、高野総括理事、井田理事、木島理事

(3) オブザーバー(主務省)

武田水産庁漁業保険管理官補佐

3 提出議案

- (1) 平成28年度に係る業務の実績に関する評価及び決算について(報告)
- (2) 第3期中期目標期間に見込まれる業務の実績に関する評価について(報告)
- (3) その他
 - ・ 中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しの検討結果について(報告)

4 議事経過の概要及びその結果

信用基金から資料に沿って報告がなされた。本報告に関する各委員からの主な質問等は以下のとおり()内はこれに対する信用基金の説明。

【質問】

- (1) 標準処理期間内に事務案件の85%以上を処理すると目標設定しているが、全ての項目で目標を達成しても評価はBなのか。

(定量評価では、120%を超える実績はA、100%~120%はB、80%~100%はC、80%を下回る場合はDとなる。他方、標準処理期間についてはその期間内に処理することが原則であるため、目標値に対する達成度合いではなく、定性評価としていることをご了解いただきたい。)

- (2) 「大災害時等の緊急的な対応を除き、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。」とされているが、これはどういう意味か。このようなことは農林漁業信用基金の仕事ではないか。

(主務省から示されている中期目標は、信用基金の業務は民業補完であり、「民でできることは民で」が前提としているが、大災害時のような民で対応できないものや、急を要するもの等については、当然貸し付けることとしている。)

- (3) 短期借入金の限度額110億円について、大災害時等にはこの額で大丈夫か。
(短期借入限度額を超える借入れが必要になった場合には、個別に主務大臣の認可を受け、限度額を超えて借入れができることとなっている。)
- (4) 経費を15%抑制することとなっているが、今期に達成しても次の第4期にまた15%達成の計画を立てると、だんだん経費が減少していき、必要な経費を確保できなくなるのではないか。
(主務省が他の独法との横並び等を見ながら次期中期目標を作成し、信用基金に示される。なお、全ての一般管理費が抑制されるということではなく、必要な固定費などについては除外するなど、主務省と相談していきたい。)
- (5) 28年度決算について、普通預金から譲渡性預金の取得に充てる等の運用の変更を行っているとのことなので、今後財務収益は改善するのか。
(現在の金融情勢では、利率が良くないため、改善は難しいが、状況の変化を見ながら、短期の運用でも利率の高いものを求めていきたい。)
- (6) タブレットを導入してペーパーレス会議にすると説明があったが、運営委員会の資料もそのようにするのか。
(今後役員会などでペーパーレス会議を実施して、その利便性を見ながら、運営委員会の資料についても検討したい。)
- (7) これまでにサイバー攻撃があったか。
(サイバー攻撃は受けていないが、外部業者に委託して脆弱性への対応を行った。さらに、外部有識者の活用により対応を強化することとしている。)

【意見】

- (1) 漁業災害補償関係業務において、貸付実績がない中で業務運営の維持に尽力していることを理解した。通常時には貸付けが発生しないかもしれないが、非常の事態が起こった場合、貸し付けいただくよう、引き続きよろしくお願ひしたい。
- (2) 近年、想定外の自然災害が発生し、これまで以上の被害が出ている。北海道の十勝でも、昨年8月に3つの台風被害を受け、逸失利益が大きかった。漁業の安定のため、今後も制度の継続をお願ひしたい。